

# 特定健康診査等実施計画〔第三期〕

〈計画期間：平成30年～35年〉

中国電力健康保険組合

平成30年2月

## 背景および趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者は被保険者および被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）およびその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、中国電力健康保険組合（以下「当健保組合」という。）の特定健康診査および特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査および特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、6年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

## 中国電力健保組合の現状

当健保組合は、電気業を主たる業とする事業所およびそのグループの事業所が加入している健保組合である。

平成29年度の事業所数は23で、主たる事業所は中国地方に所在し、一部、全国に点在している事業所もある。中国地方に在勤している被保険者および被扶養者は9割を超え、それ以外の在勤者は若干程度である。

平成30年1月現在の被保険者数は約16,000人、被扶養者（任意継続被保険者を含む）は約21,300人の合計約37,300人である。男性と女性の比率は56：44であり、加入者の平均年齢は被保険者が44歳、被扶養者が27歳となっている。

被保険者の健康診断については、事業主が行う労働安全衛生法に基づく定期健康診断および当健保組合が実施している人間ドック・婦人科健診等により受診している。また、保健指導については、事業主の看護師等が健診結果を本人に通知し、一般的な情報提供や有病者に対して病態別の指導を行い、健診等の結果データについては、事業主が保管・管理している。

被扶養者および任意継続被保険者の健康診断については、人間ドック・婦人科健診等や市町村が実施している住民健診により実施している。健診等の結果データについては、当健保組合が保管・管理している。

平成28年度の特定健康診査および特定保健指導の実施状況は以下のとおりである

### 〔特定健康診査〕

(人)

	対象者数	実施者数	実施率(%)	目標実施率(%)
被保険者	11,079	10,923	98.6	99
被扶養者	6,641	4,431	66.7	72
合 計	17,720	15,354	86.6	89

### 〔特定保健指導〕

(人)

		対象者数	終了者数	実施率(%)	目標実施率(%)
被保険者	動機付け支援	822	361	43.9	59
	積極的支援	1,293	467	36.1	
	合 計	2,115	828	39.1	
被扶養者	動機付け支援	283	101	35.7	
	積極的支援	111	36	32.4	
	合 計	394	137	34.8	
合 計	動機付け支援	1,105	462	41.8	
	積極的支援	1,404	503	35.8	
	合 計	2,509	965	38.5	

## 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

### 1. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

### 2. 特定健康診査の実施に係る留意事項

#### (1) 被保険者

- ・事業主が実施する定期健康診断の受診結果データを事業主から受領する。
- ・出向や長期休務等、事業主が実施する定期健康診断を受診できない加入者については、人間ドックや事業主が契約している健診機関等で受診させ、受診結果データを事業主から受領する。
- ・健診に伴う費用は事業主が負担する。

#### (2) 被扶養者

- ・人間ドックでの特定健診が受診できること、および、集合契約A・Bにより全国での受診を可能とすることとし、受診結果データを各医療機関から受領する。また、加入者がパート勤務先等で事業主が実施する定期健康診断を受診している場合は、定期健康診断のうち特定健診項目部分の受診結果（写し）を本人から直接または、被保険者を通じて受領を依頼する。
- ・健診に伴う費用は健保組合が負担する。

### 3. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導における第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

#### 4. 特定保健指導の実施に係る留意事項

##### (1) 被保険者

- ①事業主の雇用する保健師等の医療職スタッフが、従来の保健指導に加えて特定保健指導も実施し、指導結果データを事業主から受領する。
- ②事業主が実施できない場合は、事業主・健保組合・外部の特定保健指導委託先との三者による共同事業として委託契約を締結し、特定保健指導委託先が特定保健指導を実施する。
- ③保健指導に伴う費用は事業主が負担する。

##### (2) 被扶養者

- ①健保組合と外部の特定保健指導委託先と委託契約を締結し、特定保健指導を実施する。
- ②特定保健指導の実施先は、個別訪問や健保が承認した場所において実施する。
- ③特定保健指導対象者の年齢や性別およびリスクを考慮した特定保健指導が実施できる体制とする。また、複数年に渡り特定保健指導を要する加入者の対応については、保健指導の担当者を変えないようにするなど対象者が指導を受けやすくなるような工夫をする。
- ④保健指導に伴う費用は健保組合が負担する。

## 目標ならびに実施方法等

### I. 達成目標

#### 1. 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を、国が示す各医療保険者種別の目標に基づき90%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

※目標実施率 (％)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の参酌標準
被保険者	99	99	99	99	99	99	－
被扶養者	67	70	73	73	73	73	－
被保険者＋被扶養者	<b>88</b>	<b>89</b>	<b>90</b>	<b>90</b>	<b>90</b>	<b>90</b>	<b>90</b>

#### 2. 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率を、国が示す各医療保険者種別の目標に基づき55%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

※目標実施率

(被保険者＋被扶養者)

(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の参酌標準
対象者数(推計値)	2,895	2,893	2,891	2,890	2,888	2,887	－
実施率(%)	<b>43</b>	<b>45</b>	<b>47</b>	<b>49</b>	<b>52</b>	<b>55</b>	55%
実施者数	1,245	1,302	1,359	1,416	1,502	1,588	－

#### 3. 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者および予備群の減少率を25%以上とする。

## II. 特定健康診査等の対象者数

### 1. 対象者数

#### (1) 特定健康診査

【被保険者】 (人)

	30年	31年	32年	33年	34年	35年
対象者数 (推計値)	11,614	11,651	11,688	11,726	11,765	11,805
目標実施率 (%)	99	99	99	99	99	99
目標実施者数	11,498	11,534	11,571	11,609	11,647	11,687

【被扶養者】

	30年	31年	32年	33年	34年	35年
対象者数 (推計値)	6,371	6,321	6,271	6,222	6,173	6,124
目標実施率 (%)	67	70	73	73	73	73
目標実施者数	4,269	4,425	4,578	4,542	4,506	4,471

【被保険者+被扶養者】

	30年	31年	32年	33年	34年	35年
対象者数 (推計値)	17,985	17,972	17,959	17,948	17,938	17,929
目標実施率 (%)	88	89	90	90	90	90
目標実施者数	15,767	15,959	16,149	16,151	16,153	16,158

#### (2) 特定保健指導

【被保険者+被扶養者】 (人)

	30年	31年	32年	33年	34年	35年
対象者数 (推計値)	17,985	17,972	17,959	17,948	17,938	17,929
動機付け支援対象者	1,373	1,372	1,371	1,370	1,370	1,369
目標実施率 (%)	43	45	47	49	52	55
実施者数	590	617	644	671	712	753
積極的支援対象者	1,522	1,521	1,520	1,519	1,519	1,518
目標実施率 (%)	43	45	47	49	52	55
実施者数	655	685	715	745	790	835
保健指導対象者計	2,895	2,893	2,891	2,890	2,888	2,887
目標実施率 (%)	43	45	47	49	52	55
目標実施者数	1,245	1,302	1,359	1,416	1,502	1,588

### Ⅲ. 特定健康診査等の実施方法

#### 1. 特定健康診査

##### (1) 被保険者（事業主健診受診者）

###### ①実施場所

各事業主が指定する場所

###### ②実施項目

事業主による労働安全衛生法の規定に基づく従業員定期健康診断実施項目とする。

なお、標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）に記載されている特定健診項目を含むものとする。

###### ③実施時期

上期を基本とする。

###### ④外部委託の有無

特定健康診査の実施は、事業主が行う労働安全衛生法の規定に基づく定期健康診断結果を受領することで対応することから、当健保組合としての外部委託は行わない。

###### ⑤受診方法

各事業主が指定・指示する。

###### ⑥周知や案内

各事業主が従業員に対して周知・案内を行う。

###### ⑦健診データの受領方法

各事業主が実施する健康診断の結果を電子データ媒体で受領する。

###### ⑧対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、40歳から74歳の者全員を対象とする。なお、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者（海外在住、長期入院等）を除く。

##### (2) 被保険者（出向者・人間ドック受診者等）

###### ①実施場所

- a. 事業主が指定した健診機関
- b. 当健保組合契約の健診機関

###### ②実施項目

事業主による労働安全衛生法の規定に基づく従業員定期健康診断実施項目とする。

なお、標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）に記載されている特定健診項目を含むものとする。

###### ③実施時期

上期を基本とする。

###### ④外部委託の有無

- a. 出向先が外部委託して実施する労働安全衛生法の規定に基づく定期健康診断結果については、出向先から健康診断の結果を受領することで対応することから、当健保組合としての外部委託は行わない。
- b. 人間ドックとして標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目を含んだ健診を外部委託する。



### ⑤受診方法

- a. 事業主が行う労働安全衛生法の規定に基づく定期健康診断については、事業主の指示による。
- b. 人間ドックとして受診する場合は、指定された受診日に被保険者証を提出して受診する。

### ⑥周知・案内

- a. 事業主が行う労働安全衛生法の規定に基づく定期健康診断については、各事業主が従業員に対して周知・案内を行う。
- b. 当健保組合が、加入者に対し、人間ドックの実施案内を文書により実施する。

### ⑦健診データの受領方法

- a. 事業主が行う労働安全衛生法の規定に基づく定期健康診断については、各事業主から健康診断の結果を電子データ媒体で受領する。
- b. 人間ドックの健診データは契約健診機関から電子データ媒体で受領する。

### ⑧対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、40歳から74歳の者全員を対象とする。なお、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者（海外在住、長期入院等）を除く。

## (3) 被扶養者

### ①実施場所

- a. 当健保組合契約の健診機関
- b. パート勤務先等で、事業主が行う労働安全衛生法の規定に基づく定期健康診断を受診した者については、その事業主が指定した健診機関
- c. 集合契約（A・B）の健診機関

### ②実施項目

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）に記載されている特定健診項目とする。

### ③実施時期

通年とする。ただし、できるだけ早い時期に受診するよう依頼する。

### ④外部委託の有無

- a. 人間ドックとして標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目を含む健診を外部委託する。
- b. パート勤務先等の事業主が実施する労働安全衛生法の規定に基づく定期健康診断を受診した者については、本人から定期健康診断のうち特定健診項目部分の受診結果（写し）を受領することで対応することから、当健保組合としての外部委託は行わない。
- c. 代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織等との集合契約を締結し、代行機関として支払基金を利用して決済を行い全国での受診を可能とする。

### ⑤受診方法

- a. 人間ドックとして受診する場合は、指定された受診日に被保険者証を提出して受診する。
- b. 受診券を健診機関に被保険者証とともに提出して受診する。

### ⑥周知・案内

当健保組合が被保険者を通じて、人間ドックの実施案内を文書により行う。

### ⑦健診データの受領方法

- a. 人間ドックの健診データは契約健診機関から電子データ媒体で受領する。
- b. パート勤務先等の事業主が実施する労働安全衛生法の規定に基づく定期健康診断を受診した者については、本人から定期健康診断のうち特定健診項目部分の受診結果（写し）を受領する
- c. 契約健診機関から代行機関を通じ電子データ媒体を受領する。

### ⑧対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、40歳から74歳の者を対象とする。なお、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者（海外在住、長期入院等）を除く。

## 2. 特定保健指導

### (1) 被保険者（一般・出向者・人間ドック受診者等）

#### ①実施場所

事業主の各事業所および保健指導委託会社が指定する場所ほか。

#### ②実施項目

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）に記載されている特定保健指導とする。

#### ③実施時期

特定健康診査終了後～翌年3月を基本とする。

#### ④外部委託の有無

- a. 標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）に記載されている特定保健指導が実施できる事業主に委託する。
- b. 標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）に記載されている特定保健指導が実施できる保健指導機関に委託する。

#### ⑤保健指導の受け方

- a. 事業主が行う特定保健指導については、事業主の指示による。
- b. 保健指導機関が行う特定保健指導については、指導日について事前に対象者と調整して実施する。

#### ⑥周知や案内

各事業主が従業員に対して周知・案内を行う。

#### ⑦保健指導データの受領方法

- a. 事業主が行う特定保健指導については、事業主から保健指導の結果を電子データ媒体で受領する。
- b. 保健指導機関が行う特定保健指導については、保健指導機関から保健指導の結果を電子データ媒体で受領する。

#### ⑧対象者の選出の方法

厚生労働省が定める「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第四条特定保健指導の対象者に該当する者を対象とする。

## (2) 被扶養者

### ①実施場所

保養所や自宅等を含め委託先の保健指導機関が指定する場所ほか。

### ②実施項目

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）に記載されている特定保健指導とする。

### ③実施時期

特定健康診査終了後～翌年3月を基本とする。

### ④外部委託の有無

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）に記載されている特定保健指導が実施できる保健指導機関に委託する。

### ⑤保健指導の受け方

保健指導機関が行う特定保健指導については、指導日について事前に対象者と調整して実施する。

### ⑥周知や案内

健康保険組合から健診と併せて周知を行い、保健指導対象者へは委託保健指導機関から実施案内を文書により行う。

### ⑦保健指導データの受領方法

保健指導機関から保健指導の結果を電子データ媒体で受領する。

### ⑧対象者の選出の方法

厚生労働省が定める「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第四条特定保健指導の対象者に該当する者を対象とする。

## IV. 個人情報保護

個人情報保護にあたっては、中国電力健康保険組合個人情報保護管理規程およびシステム等運用管理規程を遵守する。

## V. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所に通知文を送付するとともに、ホームページに掲載する。

## VI. 特定健康診査等実施計画の評価および見直し

平成32年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合には、健康管理事業推進委員会において見直すこととする。

## VII. その他

当健保組合から特定保健指導委託先に対し、特定保健指導に係わる実践養成のための研修に参加させる等の指導を実施する。

以上